

「ツーリズムEXPOジャパン2025」

出展業務委託

プロポーザル公募要領

令和7年4月28日

岐阜県観光文化スポーツ部

観光誘客推進課

第1	募集の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	業務委託名	
2	業務内容	
3	業務委託期間	
4	委託費の上限	
第2	プロポーザルに係る事項・・・・・・・・	1
1	プロポーザル参加要件	
2	企画提案書の作成	
3	プロポーザルの手続等	
	(1) スケジュール	
	(2) 公募要領等の配布	
	(3) 公募要領等に関する質問受付（回答を含む）	
	(4) 参加申込受付	
	(5) 企画提案書受付	
	(6) 参加に際しての留意事項	
	(7) 見積書作成にあたっての注意事項	
	(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項	
第3	評価に関する事項・・・・・・・・	6
1	評価方法	
2	評価会議	
3	評価項目及び評価基準	
4	最優秀提案者の選定	
5	選定結果の通知及び公表	
第4	契約についての留意事項・・・・・・・・	7
1	契約方法	
2	契約保証金	
3	電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認	
第5	業務の適正な実施に関する事項・・・・・・・・	8
1	関係法令の遵守	
2	業務の一括再委託の禁止	
3	個人情報保護	
4	守秘義務	
第6	業務の継続が困難となった場合の措置について・・・・・・・・	8
1	受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7	その他・・・・・・・・	8
第8	問い合わせ先・・・・・・・・	9
別表	評価項目及び評価基準	

「ツーリズムEXPOジャパン2025」出展業務委託 プロポーザル公募要領

全国の観光関係者及び一般消費者等を対象に、岐阜県の魅力的な観光情報を発信し、県内旅行を促進するため、愛知県で開催される国内最大規模の旅の総合イベント「ツーリズムEXPOジャパン2025」の国内展示場に「岐阜県ブース」を出展することを目的とした「ツーリズムEXPOジャパン2025」出展業務委託について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

この公募要領は、業務委託の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を定めたものです。

第1 募集の内容

1 業務委託名

「ツーリズムEXPOジャパン2025」出展業務委託

2 業務内容

別添「仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和7年11月26日（水）

4 委託費の上限

委託費総額 6,859,490円（消費税及び地方消費税込み）

※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「単独法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

単独法人等にあつては、以下（1）～（10）までのすべての要件を満たしていることが必要です。

共同体にあつては、すべての構成員が（5）、（8）を除くすべての要件を満たすことが必要であり、また、代表構成員は（5）の要件を満たすこととし、（8）、（10）の要件については構成員のいずれかが条件を満たすことが必要です。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

- (3) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項又は第174条の2第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法199条第1項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 評価会議の日において岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (6) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (10) 令和4年度以降に同規模のイベントへの出展実績を有すること。

2 企画提案書の作成

以下の(1)から(3)の項目について、企画提案書を作成してください。なお、企画提案書は様式1のとおりとし、日本工業規格A4（一部A3版資料折込使用可）とします。また、企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(1) 業務の実施計画

別添仕様書「5 業務委託の内容」を参照し、以下の実施計画を提出すること。

- ① ブース装飾に関する提案
- ② ブースの企画・運営に関する提案（業界日）（一般日）
- ② スケジュール
- ③ その他関連する提案

(2) 業務の実施体制

- ① 本業務に類する事業の実施実績
- ② 本業務の人員体制、実施体制、関係団体との連携体制等
- ③ 総括責任者、業務担当者の資格・経験・能力等
- ④ 事業費の積算

(3) SDGsへの取り組み

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 公募要領等の公表・配布	令和7年4月28日(月)～5月23日(金)
② 公募要領等に関する質問受付	令和7年4月28日(月)～5月15日(木)
③ プロポーザル参加申込受付	令和7年4月28日(月)～5月23日(金)
④ 企画提案書受付	令和7年4月28日(月) ～ <u>5月29日(木) 正午まで</u>
⑤ プロポーザル評価会議	令和7年6月3日(火) 予定
⑥ 審査結果の通知・公表	令和7年6月上旬予定

(2) 公募要領等の配布

- ① 配布期間 令和7年4月28日(月)～5月23日(金)
午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)
- ② 配布場所 募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。
岐阜県庁ホームページ「トップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル」(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>)

※ 紙媒体での配布を希望する場合は、以下までお越しください。郵送での配布は行いません。

岐阜県観光文化スポーツ部観光誘客推進課 国内誘客係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1)

(3) 公募要領等に関する質問受付(回答を含む)

- ① 受付期間 令和7年4月28日(月)～5月15日(木) **午後5時まで**
- ② 提出方法
質問は(別紙1)の様式により、電子メール又はFAXにより提出してください。
*提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。
*電子メールの場合は、件名を「「ツーリズムEXPOジャパン2025」出展業務委託」として送信してください。

③ 提出先

岐阜県観光文化スポーツ部観光誘客推進課 国内誘客係

TEL 058-272-1111 (内線 3960)

FAX 058-278-2603

E-mail c11336@pref.gifu.lg.jp

④ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページにて公開します。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/bid/>

(4) 参加申込受付

① 受付期間 令和7年4月28日(月)～令和7年5月23日(金) 午後5時まで

② 提出方法

参加希望者は、参加申込書(別紙2)を、観光誘客推進課まで持参又は郵送により提出(期間内に必着)してください。なお、持参による受付は、土曜、日曜及び祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。郵送の場合は電話により送達を確認してください。

③ 提出書類

ア 参加申込書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙2

イ 共同体構成員届出書・・・・・・・・別紙3 (該当する場合のみ)

ウ 共同体協定書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙4 (該当する場合のみ)

エ 共同体委任状・・・・・・・・・・・・・・・・別紙5 (該当する場合のみ)

(5) 企画提案書受付

① 受付期間 令和7年4月28日(月)～令和7年5月29日(木) 正午まで

② 提出書類、提出部数

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・様式1

イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・様式任意

ウ 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・様式2

④ 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

⑤ 提出方法

観光誘客推進課国内誘客係までに持参又は郵送により提出してください。

持参による受付は、平日の午前8時30分から午後5時まで(最終日は正午まで)とします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、期間内に必着するようにしてください。

⑥ その他

プロポーザル評価会議において、上記②の提出書類を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。

(6) 参加に際しての留意事項

① 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

ア 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- オ 公募要領に反すると認められる場合
- カ 委託費の上限額を超える見積額の提案をした場合
- キ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

③ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

④ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

⑤ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑥ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑦ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑧ その他

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

イ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、**評価会議開催日前日（土日祝日除く）の正午まで**に、辞退届（様式自由）を観光誘客推進課に持参又は郵送により申し出てください。

（７）見積書作成にあたっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

② 本事業実施に係る通信運搬費（電話回線使用料、郵送料等）、事務費（消耗品費等）は必要に応じて計上してください。

③ パソコン、複合機（コピー／FAX）等の設置に係る経費については、県の委託費に含みません。（レンタル料等の維持管理費は必要に応じて計上してください。）

- ④ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県観光文化スポーツ部観光誘客推進課国内誘客係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-1111 (内線 3960)

FAX 058-278-2603

E-mail c11336@pref.gifu.lg.jp

(注意 1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。

(注意 2) メール送信の際は、件名に「「ツーリズムEXPOジャパン2025」出展業務委託」と記したうえで送信してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める委員により組織された「「ツーリズムEXPOジャパン2025」出展業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価会議構成員が評価・採点し審議のうえ選定します。

2 評価会議

(1) 開催日・場所

日時：令和7年6月3日（火）（予定）

場所：岐阜県庁 1007・1008会議室（予定）

（岐阜市藪田南 2-1-1）

(2) 企画提案の所要時間（1 提案者あたり）

プレゼンテーション 20 分以内

評価会議構成員からの質疑 10 分程度

(3) 注意事項

- ① 評価会議への出席は2名までとします。
- ② 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ③ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- ④ プレゼンテーションは、紙を用いて行うものとし、印刷した資料を企画提案書受付期限までに10部提出してください。
- ⑤ 参加者が多数となった場合には、プレゼンテーションを実施せず、質疑応答のみで評価を行う場合があります。

3 評価項目及び評価基準

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

4 最優秀提案者の選定

- ・上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。
- ・同点数により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者としています。
- ・上記においても複数の同点者が生じた場合は、くじ引きの上、最優秀提案者を決定します。
- ・提案者が1名のみの場合、評価の結果においてプロポーザル評価要領に定める基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者としています。基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに参加者に文書にて通知するとともに、以下の項目を岐阜県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点 ※価格点及び提案金額を含む。
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順） ※価格点及び提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、提案者が2者の場合は公表しません。
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ その他

最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

なお、応募者が2者の場合、③は公表しません。

また、契約締結後、県のホームページにおいて、契約者、契約日、契約金額等を公表します。

第4 契約についての留意事項

1 契約方法

県は選定した優秀提案者と協議し、業務委託に係る仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県と優秀提案者の協議により最終的に決定します。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には評価結果において基準点を満たし評価点が次に高い提案者と協議を行います。

2 契約保証金

岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）第114条第2項に掲げる要件に該当する場合は免除します。

3 電子契約利用意向の確認及び契約締結用メールアドレスの確認

最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。

電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び岐阜県個人情報取扱事務基準（平成11年3月5日付 総第398号）に基づき、その取扱いに十分留意してください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

岐阜県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の解除ができます。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 不当介入における通報義務

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県の製造の請負、物件の買入れその他契約に係る入札参加資格停止措置要領」または「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に

関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先

岐阜県観光文化スポーツ部観光誘客推進課 国内誘客係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1

TEL 058-272-1111（内線 3960）

FAX 058-278-2603

E-mail c11336@pref.gifu.lg.jp